

答 申 第 2 号
令和2年7月30日

芦屋市固定資産評価審査委員会
委員長 平井 信二 様

芦屋市情報公開・個人情報保護審査会
会長 島 田 茂

芦屋市情報公開条例第16条第3項の規定に
基づく諮問について（答申）

令和元年11月13日付け芦固審第74-3号による下記の諮問について、以下の
ように答申します。

記

「平成29年度に実施された「阪神9市固定資産評価審査委員会連絡協議会」に係
る同協議会資料」についてなされた令和元年10月1日付け公文書不存在決定処分
に対する審査請求に関する諮問

第1 審査会の結論

芦屋市固定資産評価審査委員会（以下「実施機関」という。）が、平成29年度に開催市として作成した阪神9市固定資産評価審査委員会連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）の資料に関する公文書公開請求について、令和元年10月1日付けで芦固審発第64-2号公文書不存在決定処分（以下「本件処分」という。）を行ったことは妥当である。

第2 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、実施機関が行った本件処分を不服として、令和元年11月4日付けで処分の取消しを求める審査請求を行ったものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書及び意見陳述において主張している審査請求の理由は、次のように要約される。

- (1) 実施機関は、平成28年度連絡協議会資料を公文書として取り扱っていなかったが、平成29年度連絡協議会資料は公文書として取り扱い、保存年限満了に伴い廃棄したと主張している。
- (2) 過去には連絡協議会資料は公文書として保管されていた。
- (3) 平成29年度は実施機関が開催市であり、今後のために1年以上保存することが通例である。
- (4) 廃棄に至った事実関係やその根拠法規を示すことを求める。

第3 実施機関の主張要旨

実施機関が弁明書及び意見陳述において主張している内容は、次のように要約される。

まず、実施機関は、対象文書を平成29年に開催された連絡協議会で用いた連絡協議会資料と特定した。

次に、実施機関は、平成29年度以降の連絡協議会資料を保存年限1年の公文書として取り扱っている。平成29年度の連絡協議会資料は、芦屋市文書取扱規程第10条第1項の規定に準じ、平成30年4月1日から1年間保存した後、同第49条第2号の規定に準じ、令和元年5月20日に当該連絡協議会資料をシュレッダーで裁断処理を行い廃棄しているため、請求人が請求した公文書は存在しない。

第4 審査会の判断

実施機関は、平成29年度連絡協議会資料を公文書として1年間保存し、保存年限満了後にシュレッダーで裁断処理を行ったうえで廃棄したと主張している。

本審査会は、実施機関が芦屋市文書取扱規程に準じて連絡協議会資料を保存及び廃棄したことを廃棄文書目録から確認した。よって連絡協議会資料は、廃棄したため不存在であるという実施機関の主張に、不自然な点は認められない。

したがって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

なお、開催市として作成した連絡協議会資料の保存年限を1年とすることが妥当であるか、再度検討を望む。

以 上

審査会の経過

年 月 日	処 理 内 容
令和元年11月18日	第1回審議
令和2年1月24日	審査請求人意見陳述 第2回審議
令和2年3月24日	実施機関意見陳述 第3回審議
令和2年7月30日	第4回審議

芦屋市情報公開・個人情報保護審査会委員

氏 名	役 職 名	備 考
島田 茂	甲南大学名誉教授	会 長
大月 一弘	神戸大学大学院国際文化学研究科教授	職務代理
伊藤 明子	弁護士	
岩本 洋子	弁護士	
大久保 規子	大阪大学大学院法学研究科教授	
亀若 浩幸	弁護士	